

令和3年11月29日

剣道用具取扱店 様

群馬県剣道連盟
会長 小林 一隆
[公印省略]

全剣連主催の剣道大会における剣道用具の取り扱いの注意事項についてお願い

秋冷の候、皆様方につきましては、益々ご清祥のことと拝察申し上げます。

平素より当連盟の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年様々な剣道用具が製造され販売されるようになり、安全性や試合の公平性等との観点から問題が提起される様になりました。それに伴い全剣連では「安全性と公平生の観点」から竹刀、面、小手、剣道着について試合審判規則の改正や通達において一定の基準を示し安全性と公平性を踏まえた試合運営の実施を義務づけております。また、標記の全国規模の大会になりますと、大会要項等にもその基準がしっかり謳われ、監督には事前の選手使用用具のチェックを義務づけ（「剣道用具確認証」（別紙参照）の提出）、そのうえで厳しく竹刀計量等の検査が実施されています。

本県でも、今年的女子都道府県対抗優勝大会の竹刀検査で何本か不合格になった事案が出ております。その中には試合用に買ったばかり竹刀が不合格になったケースもありました（他県でもこの様なケースが何件かありました）。この種の問題は、選手の責任と自覚の問題が一番だと思いますが、剣道用具取扱店様にも竹刀、面、小手、剣道着について全剣連の統一基準を再確認（別紙参照）して頂き、商品の販売をお願いしたくこの様な文書を発出させて頂きました。特に、試合用に竹刀等を買求めに来店されるお客様に対しては、お手数ですが別紙資料を参考にして頂き販売されます様ご協力をお願い致します。

全剣道統一基準

<竹刀関連>

- 竹刀の長さ(全長・先革長)、重さ、太さ(先革先端対辺直径値および先端より 8cm のちくとう部対角直径値)は、表 1、表 2 および図 1 のとおりとする。
- 太さは、先端部(最も細い部分とし)から物打に向かってちくとうは太くなっていること。
- ピース(四つ割り竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更したものの使用は認めない。

表1 竹刀の基準 (一刀の場合)

		対 象	中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般
長さ	男女共通		114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上
	女 性		400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

表2 竹刀の基準 (二刀の場合)

		対 象	大学生・一般	
			大 刀	小 刀
長さ	男女共通		114センチメートル以下	62センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	280~300グラム
	女 性		400グラム以上	250~280グラム
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

(表 1・表 2 引用：全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則の改正について」より)

図 1 竹刀の先皮長、先端部最小直径値の計測方法



(図 1 引用：全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則の改正について」より)

剣道具は、図2のとおりとする。

<面関連>

- 面部のポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。
- 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

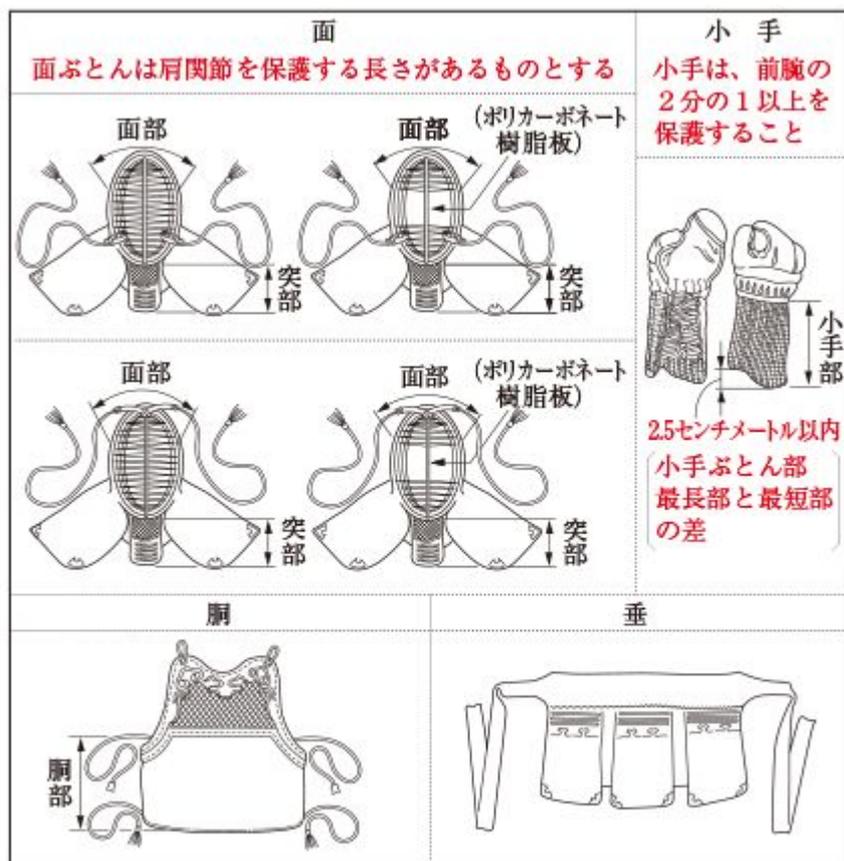
<小手関連>

- 小手は、こぶしと前腕(肘から手首の最長部)の1/2以上を保護し、安全性を保つため
小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。
- 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が
2.5cm以内である。

<剣道着関連>

- 剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保すること。(構えたときに肘関節が隠れること)

図2 剣道具



※面ぶとん、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

(図2引用：全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則の改正について」より)

剣道用具確認証

〇〇〇〇大会会長 殿

本大会の出場にあたり、（ _____都・道・府・県チーム選手の）使用する用具について、
「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付： _____年 _____月 _____日

_____都・道・府・県

監督氏名： _____印

記

- 1) 竹刀関連：検査本数：合計 _____本（大会検査所提出本数）
 - 竹刀の長さ（全長）が適正
 - 竹刀の重さが適正
 - 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
 - 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正
 - 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
 - 先革の長さが適正
 - 中結の位置（＝全長の約1/4）が適正
 - 各ピース（竹）の間の隙間がない
 - 破損・ささくれはない
 - 不当な付属品を使用していない
 - 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
- 2) 小手関連
 - こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の1/2以上を保護している
 - 小手ふとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ふとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である
 - 小手頭部・小手ふとん部の十分な衝撃緩衝能力がある
- 3) 面関連
 - 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
 - 面ふとんの十分な衝撃緩衝能力がある
- 4) 剣道着関連
 - 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上